

社会福祉法人 刀圭会
通所介護・帯広市日常生活支援総合事業（第1号通所介護）
デイサービスセンター そうび苑 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 刀圭会が開設するデイサービスセンターそうび苑（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び帯広市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護等従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るための機能訓練及び生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援を行うことで、利用者の社会孤立感の解消や心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを努める。
事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第3条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、センターの従業者の管理及び指定通所介護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

（2）生活相談員 3名（常勤専従1名・常勤兼務2名）

生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。

（3）看護職員 2名（非常勤兼務2名）

看護職員は、利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。

（4）介護職員 10名（常勤専従4名・常勤兼務1名 非常勤兼務1名・非常勤専従4名）

介護職員は、利用者の日常生活の支援及び送迎を行う。

（5）機能訓練指導員 2名（非常勤兼務2名）

機能訓練指導員は、要介護状態及び要支援状態の軽減又は、悪化防止のために機能訓練を行う。

（6）歯科衛生士 1名（常勤兼務1名）

歯科衛生士は、口腔機能の維持・向上を目的とし、アセスメントを行い口腔機能向上訓練計画書等を作成・評価を行う。

（7）用務員 1名

利用者の送迎を行う。

* 人員配置については、採用や離職などによって変更あり。

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日(祝祭日営業)
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8:30から17:30

サービス提供時間 10:00から15:30

(利用定員)

第5条 事業所の利用者の定員は、通所介護、帯広市介護予防・日常生活支援総合事業の通所介護サービス併せて35名とする。

(通所介護及び帯広市介護予防・日常生活支援総合事業の内容)

第6条 指定通所介護等の内容は次の通りとする。

- (1) 送迎
- (2) 入浴
- (3) 生活機能訓練・集団体操
- (4) 口腔機能向上サービス
- (5) 日常生活上の援助(排泄、移動、その他必要な身体の介護)
- (6) 健康チェック
- (7) レクリエーション
- (8) 相談・援助

第7条 通所介護計画及び帯広市介護予防・日常生活支援総合事業計画の作成等

- (1) 通所介護及び帯広市介護予防・日常生活支援総合事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を充分把握し、個別に通所介護計画及び帯広市介護予防・日常生活支援総合事業計画を作成する。
- (2) 通所介護計画及び帯広市介護予防・日常生活支援総合事業計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- (3) 利用者に対し、通所介護計画及び帯広市介護予防・日常生活支援総合事業計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料等)

第8条 1. 事業所が提供する、指定通所介護等の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とする。なお、法定代理サービスであるときは、その1割及び2割、並びに3割の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

- (1) 食事の提供(食事費用) 食事1回分につき 550円
- (2) キャンセル料、利用者の都合による前日17:30以降のキャンセルについては

食費相当を徴収する。

(3) 日常生活上必要となる諸費用実費（日用品費）

指定通所介護等の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者の希望により提供した場合。

日用品などの実費負担

(4) レクリエーション等

利用者の希望によりレクリエーション等に参加した場合

材料などの実費負担

2. 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文章に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、帯広市内とする。他希望があれば他市町村でも送迎等を考慮しながら検討する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条

- (1) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料（当日の利用料金のうち、基本料金の自己負担相当額）をいただくこととする。（利用者の体調不良等、正当な事由がある場合を除く）
- (2) 利用者は、サービス利用中に他の利用者、もしくは職員に対するハラスメント行為、営利目的の活動、宗教活動は行えないものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 生活相談員等は、通所介護及び帯広市介護予防・日常生活支援総合事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し適切な措置を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 生活相談員等は、通所介護及び帯広市介護予防・日常生活支援総合事業を実施中に、利用者が転倒等により怪我をされたり、送迎中の事故等が発生した場合には、その状況に応じて速やかな対応を行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 通所介護及び帯広市介護予防・日常生活支援総合事業の提供中に天災その他の

災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に研修及び避難訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 1. 事業者は、生活相談員等の資質向上を図るための研修を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人刀圭会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置

(2) 虐待の防止のための指針の整備

(3) 虐待の防止のための従業者に対する研修

(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(責任者)を配置。

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

【感染症対策、衛生管理等】

第16条

(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

(2) 感染症又は食中毒が発生し、蔓延しないように必要措置を講じる。また、これらを防止するための措置について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。

(3) 感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための対策委員会を定期的に開催し、指

- 針を整備する。
- (4) 従事者に対して衛生管理、感染症又は食中毒及び蔓延防止に関する研修、訓練を定期的実施し、従業者が必要な知識を習得するとともに措置を適切に講じる。

【身体拘束に関する事項】

第17条

- (1) 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束その他行動を制限するような行為を行わない。
- (2) やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急時やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や手続きなど厚生労働者が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第19条第2項の運営推進会議に報告する。
- (3) 身体拘束廃止のための委員会を定期的開催し、指針を整備する。
- (4) 従事者に対し、身体拘束廃止のための研修を定期的実施する。

附則

- この規定は、平成29年 10月 1日から施行する。
- この規定は、令和 1年 10月 1日から施行する。
- この規定は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 3年 10月 1日から施行する。
- この規定は、令和 4年 1月 1日から施行する。
- この規定は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 6年 6月 1日から施行する。
- この規定は、令和 6年 10月 1日から施行する。
- この規定は、令和 6年 12月 1日から施行する。